

栃木県警察職場教養規程

(昭和37年11月10日)
(栃木県警察本部訓令第16号)

(趣旨)

第一条 栃木県警察職員(以下「職員」という。)の職務教養は、栃木県警察教養規則(昭和三十七年栃木県公安委員会規則第十四号。以下「県規則」という。)及びこの規程の定めるところによる。

(教養の基本)

第二条 所属長は、所属職員の指導育成が重要な責務であることを十分理解し、その管理又は監督を通じて、常に職場教養を行わなければならない。

2 前項の教養を行うに当たっては、総合的な見地から、職場の状況に応じた必要性の高い事項に重点を置いて学校教養との有機的な連携に配慮するとともに、常に教養計画の適否及び教養訓練の実施状況を検討し、所管事務の教養を行って効果の高揚に努めなければならない。

(教養課長の責務)

第三条 教養課長は、警務部長の指揮を受け、栃木県警察本部(以下「本部」という。)の課長、隊長、所長及び警察学校長(以下「課長」という。)と連絡して、教養の調整とその推進に努めなければならない。

(警察署長の責務)

第四条 警察署長(以下「署長」という。)は、所属職員に対し教養を行わなければならない。

2 前項の教養を行うに当たっては、幹部会議にはかり、実施方法等を検討して適切かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(合議)

第五条 課長は、巡回教養、講習その他教養に関係ある行事を行うときは、教養課長に合議するものとする。

(教養担当者)

第六条 教養の企画及び実施の徹底を図り、あわせて連絡調整に当たらせるため各所属ごとに教養担当者を置く。

2 前項の教養担当者は、所属の副署長又は次長(副隊長、副校長を含む。)とする。

(教養年度計画)

第七条 課長は、適切な教養を行うため、所管事項について、翌年度の教養計画を立て、毎年二月末日までに教養年度計画報告書(別記様式第一号)により、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

2 教養課長は、前項の年度計画に基づいて、毎年三月十五日までに翌年度の実施計画を立てなければならない。

3 署長は、本部長の示した年度計画に基づいて、その署の実情に即した実施計画を立てなければならない。

(幹部教養)

第八条 所属長は、各種昇任試験の合格者及び巡查部長以上の者に対し、各級幹部の段階に応じて必要な学術、実務及び指導監督するに足る人格、能力の養成を図るための幹部教養を行う。

(教養効果の測定)

第九条 教養課長は、命を受け、所属における術科技能の練度を確認するため査察を行う。

2 所属長は、職員の自発的研修を促進し、かつ、平素の教養効果を確認するため、必要に応じて一斉考査を行う。

(巡回教養)

第十条 課長は、所管事務の円滑な運営と実務能力の向上を図るため、年度計画に基づいて警察署職員に対し、巡回教養を行わなければならない。

2 前項の教養を効果的に行うため、課長は巡回教養計画書(別記様式第二号)により、署長は巡回教養上申書(別記様式第三号)により、毎四半期の始まる前月五日までに本部長に報告しなければならない。

(教養資料の発行)

第十一条 所属長は、所属職員の学識、技能及び実務能力の向上を図るため、随時教養資料を発行し、活用に努めなければならない。

(本部職員の教養)

第十二条 教養課長は、本部勤務の職員に対し、教養を行わなければならない。

2 前項の教養のほか、職員の品性の陶冶、常識の醸成に資するため、随時講習会、研究会等を行うものとする。

(定期招集日の教養)

第十三条 署長は、所属職員に対し、定期招集日を利用し、教育訓練を行わなければならない。

2 前項の招集日には、体育、点検、教練、けん銃操法、逮捕術、救急法、柔道及び剣道の訓練に努めなければならない。

第十四条 削除

(職場教養の区分)

第十五条 職場教養を分けて、普通教養、職場実習、実戦実習及び特別教養とする。

(普通教養種目)

第十六条 普通教養種目は次のとおりとする。

一 訓育指導

訓育指導は、警察本質の体得と職責に対する信念の確立及び良識の醸成等による人格の向上を図り、あわせて明朗にして厳正な規律を保持するように行う。

二 実務教養

実務教養は、捜査、生活安全、鑑識、警備、交通、地域等の警察執行務の向上に役立つように行う。

三 体育・術科教養

体育・術科教養は、体育、点検、教練、けん銃操法、逮捕術、救急法、柔道及び剣道について気力及び体力の錬成並びに職務遂行に必要な術科技能の向上を図るために行う。

(職場実習及び実戦実習)

第十七条 署長は、初任教養を修了して新たに配置された巡査に対し、別に定める「職場実習及び実戦実習実施要綱」に基づき、効果的な教養を行わなければならない。

2 職場実習及び実戦実習の推進に当たっては、初任教養及び初任補修教養との関連に留意して教養の一貫性の確保に努めなければならない。

(特別教養)

第十八条 特別教養は、次に掲げる者に対し必要と認める期間行い、資質の向上を図らなければならない。

一 考査成績の低い者

二 勤務実績の低い者

三 その他必要と認める者

(職場における個人指導の推進)

第十九条 各級幹部は、所属職員に対して、日常の仕事を通じて、職場における部下に対する個人指導(以下「職場指導」という。)を行い、部下の指導育成に努めなければならない。

2 前項の職場指導に当たっては、各級幹部は、平素から部下の能力、特性等を把握し、必要に応じて個人面接を行い、相互の理解を深めるとともに、具体的な指導を通じて、職務を遂行する能力の向上を図るよう努めなければならない。

(教養実施報告)

第二十条 所属長は、毎月の教養実施結果を翌月五日までに、普通教養実施状況報告書(別記様式第五号)により、本部長に報告しなければならない。

(教養簿)

第二十一条 署長は、教養を行つたときは、普通教養簿(別記様式第六号)及び特別教養簿(別記様式第七号)に所定の事項を記載しておかなければならない。